

ユースシアタージャパン メンバー規約(2021)

2021年11月1日発行

ユースシアタージャパンメンバー規約

ユースシアタージャパンは、日本初の国際的なユースシアターとして設立された団体であり、その他の民間団体(学校、塾、英会話スクールもしくはダンス・バレエ教室)とはコンセプトが大きく異なります。ユースシアタージャパンは、教育サービスを提供する機関ではなく、コンセプトに同意したメンバーとパートナーシップ契約を結んで活動する劇団です。劇団としての特性上、公演活動において、最大限の配慮はいたしますが、出演機会、練習機会を全員に平等に提供することをお約束できるものではありません。さらに公演やリハーサルスケジュールの調整と開示には時間を要する場合があること、及びスケジュール変更が発生する場合もあることをよくご理解ください。また、公演活動に際しては、舞台を使用するため安全性の確保が重要となります。安全性に関する判断につき、ユースシアタージャパンの判断を信頼し、尊重することを事前にご承諾の上、活動にご参加ください。ユースシアタージャパンは、活動における費用負担を最小限にする為に、保護者の皆様のご理解やご協力があることを前提として活動しています。従いまして、一方的な批判やクレームは一切受け付けておりません。ユースシアタージャパンに所属するメンバーは、ユースシアタージャパンが掲げる理念にご賛同いただき、ユースシアタージャパンの発展に資するべく、円滑な活動を行えるよう、本メンバー規約をご精読の上、遵守してください。

第1条(目的)

ユースシアタージャパン(以下「YTJ」とします)は、日本初の国際的なユースシアターです。その設立目的は、国内外で様々な公演を実施し、日本文化の振興に貢献すること、又、その活動を通じて社会へ貢献すること、日本文化を多言語で発信する国際的な素養を備えた若者を育成することにあります。

第2条(入会申込及びその制限)

- (1) YTJ に入会を希望する者は、YTJ のホームページより、メンバー選考試験の応募フォームを送信することで入会の申込をします。但し当該フォームの送信は、YTJ 及び入会希望者の双方にとって入会を確約するものではありません。
- (2) YTJ は、YTJ に入会した者を YTJ メンバー及び YTJ 登録会員と呼びます。YTJ は、レッスン・公演・イベント等の実施時における写真や動画を、各種のメディア媒体で閲覧に供するとともに、YTJ メンバーにとって有益と判断される場合には個人情報第三者に提供することがあります。YTJ への入会を希望する者は、自己の肖像について、事前に本メンバー規約及び個人情報保護方針の定めに従い、YTJ から紙面やインターネット等において広く第三者に対して閲覧提供される可能性があることを十分に理解し承諾した上で、入会申込書の必要事項を記入し、入会を申込みものとします。
- (3) 次のような場合、YTJ への申告及び YTJ の許諾が必要となります。
 - ①既に他のプロダクション、劇団、養成所等とマネジメント契約を締結している場合
 - ②他の運営する YTJ と類似したサイトに情報掲載を行っている場合

第3条(入会承諾)

- (1) YTJ は、定期的に入会のためのメンバー選考試験を実施します。メンバー選考試験に合格した後に、YTJ より送付される入会申込の書類の提出及び会費等の支払いをもって、正式な YTJ への入会申込とし、YTJ は入会(YTJ メンバーとしての登録)を承諾するものとします。
- (2) 次のような事由がある場合、YTJ はメンバー登録をお断りする場合があります。
 - ①入会申込書・応募書類等の内容に虚偽の内容が含まれていた場合
 - ②レッスン及び公演活動の継続が困難と YTJ が判断した場合

第4条(契約期間・契約更新)

契約期間は、新規に入会・契約更新をした日(契約開始日)から1年間とします。YTJメンバーが規約を遵守し、契約の更新を希望する場合、又、契約更新の所定の届出を行わない場合、契約期間を1年毎に自動更新するものとします。尚、YTJメンバーは、原則、安全強化策の一環としてカードキーもしくは静脈認証システムを利用すること、同時に、カードキーを含む安全維持管理に係り、2018年4月以降に入会のメンバーは、入会時に2,200円(税込)、2018年3月以前より在籍のメンバーは、カードキー受取時に添付の「カードキーシステム利用規約」に準じた方式にて、費用を負担することに同意するものとします。YTJメンバーが契約の更新を希望しない場合は、所定の届出をする、または退会手続きをすることでYTJメンバーとしての契約を終了とし、YTJ登録会員となります。尚、YTJメンバーとしての契約更新をしない場合は、契約満了後に実施されるレッスン・公演・イベント等には出演・参加できないものとします。但し、契約満了後1ヶ月以内に実施される、本公演を含む公演・イベントについては、契約満了日において、すでに直前リハーサルに参加しているYTJメンバーに限り、当該公演・イベントに出演・参加できる資格を留保できるものとします。

第5条(YTJの実施事項)

YTJは、YTJメンバーに対し、以下を実施いたします。

(1) レッソンの提供

- ①YTJは、YTJメンバーに対し、直前リハーサル実施期間中を除いて、原則として週に1日(2時間)のダンス、発声、歌唱、ダンス等のレッスンを「基礎レッスン」として実施します。又、YTJメンバーは、公演に向けたレッスンや各種のワークショップを無料もしくは施設利用費の負担のみで受講することができます。但し、YTJは、適宜レッスン日時の変更又は休講・休止(お盆、正月休み等)をする場合があります。
- ②祝祭日のレッスンは、原則として、実施します。
- ③YTJが各レッスンの申込による参加メンバー数の確認を行い、YTJメンバーに対して適切なレッスンの実施ができない人数であると判断した場合、レッスンを非開講とします。その場合には、原則として他のレッスン参加への打診を行います。
- ④YTJのレッスンは、YTJメンバーが個別に希望する曜日・時間ではなく、各レッスンの内容・進捗状況に応じて、YTJの設定する時間に実施します。又、レッスンの内容及びリハーサル等の関係上、近隣の他のスタジオでレッスンを実施する場合があります。
- ⑤小学6年生以下のメンバーにおいて、欠席したレッスンから前後一週間以内に実施される同一対象及び内容のレッスンにて、該当するレッスンがある場合に限り、振替受講を受付します(※特選・選抜クラス、直リハを除く)。振替を希望する場合は、欠席連絡時に併せて振替を希望するレッスン日を伝えた上(※マイページ内の手続き)で、そのままレッスンに参加します。尚、YTJが劇団である性質上、レッスン内容がグループ毎に異なるため、原則全てのレッスンにおいて振替は推奨していません。
- ⑥公演・イベント実施時における直前リハーサルにおいては、その性質上、通常のレッスンと異なり、合同でのレッスンが実施されるなど、見学による舞台勉強の時間が総じて長くなる場合があります。YTJメンバーはそのことを理解、承知した上でYTJの活動に参加します。
- ⑦台風・大雨・暴風雪等の影響で警報が発令された場合には、レッスンの有無についての案内をマイページ内の「重要なお知らせ」または「お知らせ」にて通知します。原則として、平日開催のレッスンの場合は午前10時、土日祝日のレッスン及び直リハ期間の場合は前日の18時に、レッスン、公演及びイベント会場のある地域に暴風・暴風雪・大雨特別警報のいずれかが発令された場合、レッスン・公演(※イベントは主催者判断)は休講、中止とします。但し、警報の有無に関わらず、都度その後の天候・公共交通機関の状況を踏まえて判断するため、最新の情報は、随時、マイページ内の「重要なお知らせ」または「お知らせ」を確認してください。その場合のレッスン参加状況は、後の公演やイベントへの出演に影響はなく、各メンバー、家庭の状況判断により無理のない範囲での参加を推奨します。尚、天災、事変、その他の非常事態が発生した、または発生する恐れがある場合、不可抗力による休講の場合は、施設利用費の返還及び振替レッスンの実施、チケットの払い戻し等を行いません。

⑧ YTJ スタッフが、通勤できないような急病になった場合、レッスンを臨時で休講することがあります。その際は、原則振替レッスンを後日実施します(但し、天災及び不可抗力によるスタッフ出勤不可に伴う休講の場合は、施設利用費の返還及び振替レッスンの実施は行いません)。尚、臨時での休講が決定した場合は、メールおよびマイページにてご案内いたします。

⑨ 様々なご案内については、メールおよびマイページにてご案内を行いますが、臨時や緊急の場合及び本規約 5 条(1)⑦⑧の内容については、公式 LINE アカウントを使用しご案内をする場合があります。安全性確保の観点より、YTJ メンバーの皆様は、必ず公式 LINE (<https://line.me/R/ti/p/%40785aweug>)への登録をしてください。

(2) 公演及びイベントの実施

YTJ は、積極的に YTJ メンバーを中心とした各種のパフォーマンスを制作・実施します。尚、ホール側との交渉その他諸般の事情により調整の必要性が発生した時、又、急遽イベント出演の依頼があった時などは、スケジュールの提示が直前になる場合があります。又、公演及びイベントについて、日時や内容の変更、又は、公演・イベント自体が中止となり、それに伴うレッスンの日時及び内容の変更があった場合、YTJ メンバーは、レッスンの振替及び施設利用費の返還請求ができないものとします。尚、YTJ が主催する各種の公演及びイベントにおける出演については、出演の打診があった場合でも、その出演時間の長短や内容などを含め、約束されるものではありません。

(3) ワークショップの実施

YTJ では、一日完結型もしくは複数日連続で実施するワークショップを、YTJ メンバー向けに適宜提供しています。事前に申込を行うタイプのワークショップでは、参加人数に合わせて内容を構成しているため、規定の申込人数に達しない時は、非開講になる場合があります。

(4) 公式グッズの販売

YTJ では、一定の申込期間を設けて、レッスンや公演に使用できる YTJ 公式グッズを年 4 回販売しています。原則、受注生産のため、申込期間外での対応はできません。又、決済後の変更及びキャンセルは、いかなる理由の場合においても受付できません。

(5) マイページ

YTJ は、YTJ メンバー向けのサービスとして、公演・イベント・レッスンのスケジュール及びそれに付随する質問と回答(Q&A)を WEB 上のマイページにて提供しています。又、YTJ メンバー各自のステータスの確認や各種届出の受付についても、マイページ上にて行います。尚、システムの関係上、一部の届出情報等について、マイページへの反映に時間がかかる場合があります。

(6) オプションサービス

YTJ は、上記のほか、YTJ メンバーに対し、オプションサービスを提供する場合があります。サービスの詳細についてはその都度、別途定めるところによるものとします。

(7) 質問等の受付

YTJ では、原則としてマイページ内の各種お問い合わせフォームにて質問等を受付けています。フォームでの問い合わせは、返答までに 3 日程度要します。又マイページの Q&A も併せてご活用ください。

緊急の場合は、お電話で問い合わせください。

(8) 電話での問い合わせ

YTJ では、YTJ メンバー・保護者からの問い合わせを含む、各種の情報を本部にて一括で管理しています。そのため、スタジオ直通の電話回線は設けておりません。

(9) 保険対応

YTJ は全ての YTJ メンバーのために、傷害保険に加入しています。万が一、YTJ メンバーが怪我による治療で、保険適用を必要とする場合、保険会社への所定の手続が必要なため、速やかに YTJ に連絡をしてください。

(10) 情報掲載

①YTJ は、YTJ メンバーの YTJ での活動を、映像化し販売する権利を保持し、又、YTJ メンバーの肖像等を YTJ のデータベース等に登録し、YTJ の Web サイトや広告紙面上などで、その登録情報の一部を掲載することがあります。

②既に公開されている情報について、YTJ メンバーが掲載情報の更新(訂正、削除を含む)を希望するときは、別途定める方法によって、更新情報を YTJ に対して通知し、YTJ は速やかに更新作業をするものとします(反映まで時間がかかる場合があります)。又、YTJ が制作、販売する映像・コンテンツについて、YTJ メンバーは肖像権等の財産権上の主張を行わないことに同意します。

(11) e-Theatre サービスの提供

YTJ は、YTJ メンバーに対し e-Theatre サービスを提供します。尚、YTJ メンバーは定められた月額金額を負担することで以下 5 つのサービスを受けることができます。本サービスは、YTJ メンバー必須のサービスとなります。e-Theatre の利用は「e-Theatre 利用規約」(<https://www.e-theatre.jp/terms>)に準じるものとします。

- ①e-Theatre 加入講師によるレッスン動画の視聴(YTJ が指定するトライアル動画に限ります)
- ②映像コンテンツの視聴
- ③5 ミニッツドラマコンペティション (5DC)への参加
- ④レッスンメソッド動画の視聴
- ⑤レッスンビュー機能

第 6 条(会費及び費用)

YTJ メンバーは、YTJ が別途定めた会費及び費用を支払うものとします。初年度については、会費及び、基礎レッスンの施設利用費を、登録時に、YTJ が指定する口座へ一年分一括にて支払うものとします。次年度以降については、一年分の会費を二分割して、契約更新後の初月と次月に支払うものとします。万が一、契約更新後に休会または退会をした場合、月々の施設利用費は発生しませんが、会費については、一年間分を支払う(契約更新月の翌月に退会した場合でも)とします。会費は、一年間の各種公演のライセンス料や施設利用、各種教材の費用、傷害保険加入費などに使われるものであり、いかなる理由においても YTJ メンバーは返金請求をしないものとします。又、年中・年長のメンバーに関しては、基礎レッスンの施設利用費に加え、別途保育費が必要となります。

第 7 条(各種申請、申込、キャンセル変更手続き)

- (1) YTJ メンバーは、YTJ ホームページ上にあるマイページのフォームを通じてのみ、各種届出、申込等の手続きを行えるものとします。口頭及び電話・メールでの連絡など、フォーム以外での手続きは一切受理できません。YTJ メンバーとしての活動には、パソコンや携帯端末等によるインターネットの接続環境が必要となります。
- (2) YTJ メンバーのレッスン・公演・イベントの施設利用費のお支払い方法は、クレジットカード支払い、または口座振替を選択していただきます。ただし、指定がない場合や指定の支払い方法において、エラーが出た場合、及び退会後は払込票でのお支払い(発行手数料 220 円(税込))となります。尚、YTJ メンバーは、月々のレッスンの施設利用費に対し、システムの利用・管理費用として、YTJ に 3%の手数料を支払うこととします。
- (3) YTJ メンバーは、レッスン・公演・イベント等の申込において、YTJ が指定する申込期日を経過した後に申込をする場合、理由の如何を問わず、事務手数料として 2,200 円(税込)を費用に加算して支払うことに同意します。又、申込期日を過ぎたことに起因するあらゆる事象(申込遅延による名簿作成の遅れ、レッスン不受講・イベント不参加など)につき、YTJ の責に帰さないことに同意します。
- (4) YTJ メンバーが、レッスン・公演・イベント等の申込をした上で、指定期間経過後に申込をキャンセルする場合、必ずマイページからの届出とし、返金を請求する場合、必ずマイページからの届出とし、その際、YTJ に対し、事務手数料として 2,200 円(税込)を支払うものとします。又、YTJ メンバーが、レッスン参加の申込をした上で、当該レッスン(及び公演・イベントに付随するリハーサル)の初回のレッスンまでにマイ

ページからの届出がない場合は、理由の如何を問わず、キャンセルや返金請求を行わず、申込時の施設利用費を全額負担するものとします。万が一、支払いに関して遅延が続く場合には、YTJ が催告をした上で、YTJ に対し遅延損害金(年利 14.6%)を支払うものとします。

- (5) 万が一、キャンセルによる施設利用費の返金が発生した場合は、返金申請が行われた翌月の末日(当月末日含む)までに、メンバーより指定のあった銀行口座に振込むこととします。尚、返金が発生する場合の振込手数料は、YTJ メンバーの負担とします。
- (6) YTJ は、クール毎での申込を案内(申込プランとして設定)し、YTJ メンバーは、契約時の申込プランに沿って、2 年目以降は月払いにて支払うこととします。尚、YTJ は、YTJ メンバーによる申込みプラン内容の変更届出に関し、4 月、9 月、11 月、1 月の変更可能期間(手数料は無料)のみ受付を受理します。届出は、マイページの「マイメニュー変更フォーム」にて行い、受理された当月 16 日から請求額、変更プランが反映されます。
- (7) YTJ メンバーは、フォローレッスン(バレエ、英語、ミュージカル、リズムトレーニング等)の受講内容を月毎に調整することができます。届出は、変更したい月の 1 日~10 日の変更期間に、マイページの「マイメニュー変更フォーム」より行うこととします。届出は、受理された当月 16 日から YTJ メンバーのフォローレッスン内容と請求額に反映されます。フォローレッスンの変更届出は、追加、キャンセル、種別・曜日の変更すべてに対し、システム変更手数料として、1 レッスンにつき 1,100 円(税込)が発生し、YTJ メンバーは YTJ に対し所定の手数料を支払うものとします。但し、4 月、9 月、11 月、1 月からの変更(届出も同月)を希望する場合のみ、システム一斉変更時期と重なるため、システム変更手数料は発生しません。
- (8) 全てのレッスンにおいて一定数の受講者人数を下回る受講者になった場合、原則として、レッスンを非開講とします。その場合、非開講となる月の前月末までに YTJ から YTJ メンバーに対し、非開講になる旨をメール及びマイページにて通知します。尚、非開講になったレッスンにおいて、他の曜日に移動する場合は移動手続きについて別途ご案内します。この場合は、事務手数料は発生しません。他の曜日にも選択できなかった場合は、手続きは不要、請求もありません。

第 8 条(YTJ に所属するメンバーの構成)

- (1) YTJ に所属するメンバーは①YTJ 登録会員②YTJ メンバー③YTJ キッズメンバー④YTJ 選抜メンバー⑤YTJ 特選メンバーにより構成します。
- (2) 特選・選抜メンバーについて
YTJ では、小学 2 年生以上を対象として、特選・選抜クラスへの移動を打診する場合があります。
 - ①特選・選抜クラスの設定は YTJ が必要に応じ調整します。
 - ②特選・選抜メンバーとは特選・選抜クラスに所属する、外部に向けての公演やイベントに中心となり出演するメンバーです。
 - ③特選・選抜クラスへの移動を打診された YTJ メンバーは、特選・選抜クラスでの活動にふさわしいと YTJ が判断した YTJ メンバーであり、その判断基準などについては明示しますが、個別の質問にはお答えできません。
 - ④特選・選抜クラスへの打診は不定期に実施します。
 - ⑤特選・選抜クラスに移動した YTJ メンバーのスキルのみに限らず、素行などにおいて、特選・選抜メンバーに相応しくないと YTJ が判断した場合は、特選・選抜クラスからの移動を指示する場合があります。
 - ⑥受験などの理由で、特選・選抜クラスから基礎クラスへ移動した場合には、移動していた期間が 1 年間以内であることを条件として、本人の申請により、原則として元所属していたクラスへの復帰が認められます。
 - ⑦適切な人数で特選・選抜クラスの活動ができないと YTJ が判断をした場合は、当該グループのレッスンは実施を取り止めることがあります。特選・選抜レッスン休止に伴うレッスンの変更が発生した場合には、他のクラスに移動いただくことを了承するものとします。特選・選抜クラスの休止や曜日、時間変更に伴う損

害賠償請求及び償還請求はできません。

(3) 年中・年長の Y TJ キッズメンバーについて

Y TJ では、年中・年長のメンバーに対する基礎レッスンにおいて、一定数を超えるメンバーが参加する場合、指導スタッフに加えて、保育スタッフをレッスンに配置します。但し、レッスンに参加するメンバーが一定数を超えない場合、保育スタッフが配置されないケースがありますが、その際の保育費の返還及び免除は行いません。

第 9 条(情報の提供)

Y TJ の判断により、イベントやレッスンの詳細など、有用と思われる情報を Y TJ の Web サイト、Eメールで Y TJ メンバーに提供します。尚、Y TJ のメンバー規約・メンバーズマニュアル・マイページ・メールなどの情報を Y TJ メンバーが未確認であったことを理由とする損害賠償請求及び償還請求は一切できないものとします。又、メンバー個人に関するあらゆる情報に関しては、本人とその家族を除く第三者に対し、いかなる場合でも個別にお伝えすることはありません。

第 10 条(遵守事項)

- (1) Y TJ メンバーは、スタジオ・ホール等はもとより、いかなる場所においても、Y TJ のメンバーとして、多くの若者の模範となるよう行動することを承諾します。
- (2) Y TJ メンバーは、本メンバー規約に定める事項、及び入会申込書で定める事項を遵守します。
- (3) Y TJ メンバーは、Y TJ が参加依頼するレッスンと公演には、適切なコミュニケーションの上で、出来る限り参加し、レッスン中は指導スタッフの指示に従って、他者の迷惑にならないようレッスンを受講することを承諾します。
- (4) Y TJ メンバーが、「Y TJ」「ユースシアタージャパン」、もしくはこれに類する名称で、公演や活動に関する内容を WEB サイトや SNS で普及宣伝のために掲載することは原則として自由です。
ただし、Y TJ が削除すべきと判断したものについては、Y TJ 退会後も含め、理由の如何を問わず、ただちに削除することに同意します。
- (5) Y TJ は、次の内容が含まれるウェブサイトからのリンクおよび SNS へのシェアは固くお断りいたします。
 - ・ 公序良俗に反する内容
 - ・ 諸法令に違反する内容
 - ・ 反社会的な内容
 - ・ アダルトコンテンツが含まれる内容
 - ・ Y TJ、Y TJ メンバー、Y TJ 関係者を誹謗中傷する内容
 - ・ その他 Y TJ を毀損すると客観的に判断できる内容
 - ・ その他 SNS の利用規約、公序良俗、著作権法その他の法令もしくは刑罰法規に違反し、またはその他当社が不適切と判断する行為
- (6) Y TJ 関連サイトへのリンクまたは SNS からシェアされる際は、次の事項をお守りください。
 - ・ リンクを張る際は、ブラウザの新しいウィンドウが開くように設定すること
 - ・ 不正の目的をもって行わないこと
 - ・ 他者による Y TJ 関連サイトの利用を妨害しないこと
- (7) Y TJ メンバーは、Y TJ、他の Y TJ メンバー、Y TJ 関係者やその他の第三者に対し、手段の如何を問わず、誹謗中傷する行為を行わないものとします。
- (8) スタジオへの行き帰りの際は、近隣住民に迷惑がかからないよう十分に配慮し、又、自動車及び自転車での送迎が必要な場合は、Y TJ の指示に従うことに同意します。
- (9) Y TJ は、年 4 回の公演ごとに、小学生以上の Y TJ 選抜メンバーが、1 名につき 1 枚のチケットを購入する前提で公演の企画、制作を行っています。それに伴い、選抜クラスメンバーにおいては各公演のチケット販売

時に1枚分のチケット料金(1,100円～3,300円)を、月々の請求に加算して請求します。

- (10) 申込完了後の公演チケットは、外部の販売業者からメンバーが直接購入するものであるため、いかなる事由においても、キャンセル及び返金はできないことを理解した上で申し込むものとします。
- (11) YTJメンバーは、YTJから渡される台本及び歌詞などのレッスンに関する資料は、紛失、廃棄、譲渡及び販売などを決して行わず、厳重に管理を行います。
- (12) YTJメンバーは、高額な現金や貴重品などを、原則として、スタジオやホールなどに持ち込まず、又、持ち込んだ場合は、本人の責任の下に管理します。紛失・盗難等についてYTJは一切責任を負いません。
- (13) 欠席した場合の施設利用費の返金請求を行わないことに同意します。
- (14) 次の場合、YTJメンバーは事前にYTJに通知し、YTJに休会、退会の手続きを取るものとします。
 - ①YTJメンバーが、指定プロダクション以外のプロダクション・劇団・養成所等と契約を締結する場合、YTJの活動継続が困難であると判断される場合。
 - ②YTJメンバーであるにも関わらず、長期間に渡ってYTJの活動に参加しない場合。※②の場合、未払い分の施設利用費は入金、既に入金分の施設利用費の返還はないことを予め了承する。

第11条(知的財産権、商標権及び名称の無断使用について)

- (1) YTJメンバーのYTJでの活動等により発生する著作権・著作隣接権・肖像権・映像権等はYTJに帰属するものとします。YTJメンバーは、公演やイベント時におけるYTJからの写真提供の際に、自己の肖像が他のYTJメンバー等の閲覧に供されることを承諾するものとします。
- (2) YTJでは、YTJメンバーを含む第三者が、インターネット上のブログ、SNS等を含む全てにおいて、「YTJ」・「ユースシアタージャパン」の名称を使用することを可としています。ただし、「YTJ」・「ユースシアタージャパン」の名称の使用について、YTJより使用方法に関する注意勧告を受けたYTJメンバーは、いかなる理由であっても、速やかにYTJの指示に従うものとします。尚、悪質な場合は退会処分及びYTJより損害賠償請求を行う場合があります。又、退会後であっても同様に悪質な使用を禁止しています。

第12条(レッスンの長期欠席及び休会・契約期間延長)

- (1) YTJメンバーは、次の事由が認められる場合、休会期間終了後の活動再開を前提条件とし、休会を届け出ることができる。休会累積1年間を上限とします。
 - ①身体の状態等によりレッスン・イベントへの適切な参加が困難と判断されるとき
 - ②YTJの責めに帰すべき事由により、契約期間の延長が妥当と認められるとき
 - ③メンバーからの申出により、休会に伴う契約期間の延長が妥当とYTJが認めたとき
- (2) 休会の届出は次の手続きに則るものとします。
 - ①届出がマイページ内の所定フォーム送信により行われ、YTJがその受信を正常に確認できた場合、有効な手続きが行われたものとします。
 - ②毎月1日～10日を休会届出期間とし、その間に有効に受付が行われた場合、届け出た月の16日から休会期間が開始するものとします。
- (3) 休会が認められた場合、その休会期間と同期間、契約期間が延長されるものとします。万が一入会初年度の活動中に休会ののち、1年間の活動に満たない退会の場合は残りの月数、また休会期間中の基礎レッスンの施設利用費も返金することとします。なお、年中・年長メンバーにおいては、休会期間分の基礎レッスンの施設利用費は契約期間を延長することで充当するが、小学1年生になった時点から、保育費の充当は延長出来ないものとします。
- (4) 休会期間中は、レッスン(基礎レッスン、フォローレッスン、直前リハーサル等)やイベントに参加をせず、当初定められた月額施設利用費の請求は行われないものとする。但し、合宿やワークショップへの参加ならびにYTJが実施しているチケット販売制の公演鑑賞等、個別の申込と支払いが行われる場合、それらへの参加は可能とします。
- (5) 特選・選抜グループ所属メンバーの休会期間終了後の所属グループは次のとおりとします。

- ①休会期間が1クール内の場合は、特選・選抜グループ所属とします。
- ②休会期間が1クールを超える場合は、原則として基礎グループに移動するものとします。
- (6) 休会をしたメンバーは、退会時において、本規約13条(4)ならびに(5)に準じて精算を行うものとします。
- (7) 万が一、契約更新後に休会をした場合、月々の施設利用費は発生しませんが、会費については、新契約開始後の初月と次月に二分割して支払うものとします。
- (8) 特例として認められた累積1年を超える休会期間に対しては、在籍手数料(2,200円/月(税込))が発生します。又、在籍手数料が発生した期間以降、本規約改定に伴う制度変更があった場合には、適宜適用とします。

第13条(退会)

- (1) YTJメンバーが退会を希望するときは、次の手続きに則るものとします。
 - ①届出がマイページ内の所定フォーム送信により行われ、YTJがその受信を正常に確認できた場合、有効な手続きが行われたものとします。
 - ②毎月1日～10日を退会届出期間とし、その間に有効に受付が行われた場合、届け出た月の15日を退会日とします。
- (2) YTJは、退会届出を必ず受諾し、又、退会を理由とした一切の損害賠償等の請求は行いません。
- (3) 退会にあたり、写真等個人に係る情報のYTJホームページへの掲載をYTJメンバーが希望しない場合、YTJはその掲載を行わないものとします。又既に掲載中の場合は合理的時間内に当該情報を削除するものとします。ただし、当該情報の利用に関し別途契約を交わした場合はこの限りではありません。
- (4) 入会初年度に年間一括で支払われた基礎レッスンに関する施設利用費は、退会日を基準とした残月数にて返金額を算出するものとします。
- (5) 休会期間中及び休会復帰後3カ月間の活動に満たず退会の場合は、YTJメンバーとしての活動継続を前提とした休会制度の趣旨に反した退会として、YTJメンバーは退会事務手数料11,000円(税込)を支払うものとします。
- (6) 入会后1カ月以内(契約開始日を起算日とする)に「退会届出フォーム」を送信し、YTJ指定の方法によりカードキーを返却した場合は「入会辞退」とみなし、入会時に支払った初期費用について、カードキーシステム導入スタジオについては、カードキー返却(静脈認証システム導入スタジオメンバーについては、手続き不要)の確認後翌月に振込にて全額返金するものとします。返金時の振込手数料は、YTJメンバーが負担するものとします。

第14条(退会の処分)

YTJは、次に定める事由のいずれかがYTJメンバーに発生したときは、YTJの判断により強制的にYTJが実施するサービスの提供を停止する場合(退会処分)があります。又、本メンバー規約違反により退会処分に処された場合については、その理由を他のYTJメンバーに対して公表することがあります。

- (1) 本メンバー規約第10条及び第11条、第18条(2)の各項に違反する事実が判明した場合。
- (2) 各種のレッスンに関して、無断欠席かつ音信不通が2ヶ月連続する場合。
- (3) 登録情報に虚偽があった場合。
- (4) 心身の不調や故障により、団体行動及び公演への出演が難しいとYTJが判断した場合。
- (5) その他、YTJメンバーが本メンバー規約に違反する行為を行ったとYTJが判断した場合。
- (6) 月々の支払いが2ヶ月滞った場合。※滞納分を支払いの上、退会
- (7) 注意喚起にも関わらず、YTJが適切なコミュニケーションを取れないと判断した場合。

第15条(個人情報保護方針、登録情報の第三者への提供等)

- (1) YTJは適正かつ公平な手段により個人情報を取得し、偽りや、その他不正な手段により個人情報を取得することはありません。

- (2) YTJ は、保有するすべての個人情報の利用目的を特定した上、これを本規約により公示するとともに、本人の同意なくその目的の範囲を超えて利用しません。
- (3) YTJ は、データベース化されている個人情報(以下、「個人データ」といいます)を管理する責任者を置き、個人データへの不正なアクセス、又紛失、漏洩、破壊、改ざん等の危険に対して、物理面、技術面、及び組織面において合理的な安全対策を講じます。
- (4) YTJ は、個人データを、個人情報保護法、その他の関連法規等(以下、「個人情報保護法等」といいます)の手続きに則り、適正に第三者に提供します。
- (5) YTJ では、個人データを第三者に提供するにあたっては、法令等に基づく場合に定めるものの他は、あらかじめ本人の同意を得ないで提供することはありません。
- (6) YTJ は、本個人情報保護方針における取り組みをより適正なものとするように、適宜これを見直し改善していきます。又、変更のあった場合はそれを合理的な方法で公表します。
- (7) YTJ メンバー(その保護者も含む)に関する個人情報の利用目的は以下の通りです。
 - ①YTJ メンバー宛に外部出演等のオファーがあった場合、YTJ を通じて YTJ メンバーに内容を伝達し、又、出演を支障なく行うため
 - ②書面の発行やメンバー向けのお知らせ、イベントで配布される物品等を送付するため
 - ③YTJ を通じてより良いシアター体験の場を味わっていただくべく、有用な情報を提供するため
 - ④YTJ のサービスの維持向上を図るべく、アンケート調査、及び分析等を行うため
 - ⑤YTJ が認証した TV、出版等の制作会社に対し提供するため但し、YTJ はその業務の性質上、YTJ メンバーからの特段の申し出がない限り、YTJ メンバーの肖像を YTJ が制作するホームページ、SNS、パンフレット、映像等で公表する場合があります。
- (8) YTJ の個人情報の取扱いに関するお問い合わせにつきましては、以下までお申出ください。
YTJ コミュニケーション本部電話：050-3187-3145
- (9) YTJ は、情報提供を希望する事業者等に対して、YTJ の活動に関する登録情報を提供することがあります。ただし、YTJ メンバーが、その後、継続した提供を希望しないと表明した場合には、YTJ はこれに従うものとします。

第 16 条(マネージメント支援等)

- (1) YTJ から情報提供を受けた事業者等から、YTJ に対し、YTJ メンバーについての出演等の問い合わせ・依頼等があった場合、YTJ は当該事業者らの希望に基づき、適宜、YTJ メンバーに対しこれを連絡します。
- (2) 前項の連絡を受けた YTJ メンバーは、「出演同意書」に基づき、YTJ の指示に従うものとします。
- (3) YTJ メンバーは、YTJ との間で、別途にマネージメント契約を締結することによって、当該契約内容に従ったマネージメントサービスを受けることができます。但し、芸能登録を希望する YTJ メンバーは、「出演同意書」への署名捺印が必要となります。(詳しくは別添書類を参照)

第 17 条(出演料)

- (1) 芸能活動・公演活動等に関してギャランティーが発生した場合は、既定の事務手数料を差し引いた分の支払いをその入金があった最終日の月末締めで、その翌月に YTJ メンバーの指定した口座への振込、又はその他の方法で支払うものとします。
- (2) YTJ メンバーの選考試験・レッスン・打合せ・出演等に係る交通費及び施設利用等に関する実費が発生する場合は、YTJ メンバーの負担とし、いかなる理由においても YTJ にて返金や負担は行いません。但し、出演依頼者から支払われる、スポンサー等による負担がある場合は別とします。

第 18 条(損害賠償)

- (1) YTJ は、以下のような場合に生じる損害については、一切の責任を負わないものとします。

- ①以下の事情によりサービスを提供することができない場合
 - ア. 天災地変又はこれに準ずる不可抗力的な事象を起因とする場合
 - イ. YTJ メンバー又は第三者の帰責事由による場合
 - ウ. その他、合同レッスンの実施等によりサービスを休止することに正当な理由がある場合
 - ②年間スケジュールにおける休止期間中のサービス
 - ③レッスン時間の変更及びレッスンの一時的な中止等
 - ④YTJ メンバーの登録情報に誤りがあることにより損害手数料が生じた場合
 - ⑤YTJ メンバーが発信する全ての情報に起因して発生する民事・刑事上の責任
 - ⑥YTJ メンバー間、又は、YTJ メンバーと第三者相互間において発生した紛争
 - ⑦YTJ メンバーのレッスン・公演中の事故で、YTJ が適切な注意義務を果たし、なおかつ YTJ で保険申請を適正に行ったもの以外の賠償責任。
 - ⑧YTJ がレッスンを提供する施設内での紛失・盗難等
 - ⑨YTJ がレッスンを提供する施設外で発生する事件・損害についての法的責任
- (2) YTJ は以下の行為をなすメンバーに対して、退会処分とする他、損害賠償請求をする場合があります。
- ①YTJ に関する不利益な情報をみだりに公開する行為
 - ②指導スタッフに対する個人レッスンや集団レッスンの勧誘及び各種サービスの依頼に関する行為
 - ③YTJ、及び、他の YTJ メンバーへの誹謗中傷、勧誘、その他一切の損害を生じさせる行為
 - ④YTJ メンバーや指導スタッフを含むスタッフの個人名、YTJ の活動に対して否定的な印象を与える画像やテキスト等を、ブログ・SNS・掲示板等でインターネット上に公開する行為

第 19 条(権利義務譲渡禁止)

YTJ メンバーは、本契約から生じた権利及び義務を、YTJ への事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡あるいは担保に供することができないものとします。

第 20 条(本規約内容の変更)

YTJ は、諸般の事情を勘案して、当該メンバー規約の内容を一部変更することがあります。その変更内容は、YTJ メンバーに対し特段の不利益が生じない範囲で、規約を通知する日より有効とします。又、YTJ は、規約の変更により、YTJ メンバーに不利益が発生しないよう、十分に配慮するものとします。

第 21 条(消費税)

マイページ等で記載されている金額は、表記の無いものは、すべて消費税込の金額とします。会費や各レッスンの施設利用費を含むその他全ての費用に関しては、消費税込でのお支払いを了承したものとします。尚、消費税率の改定がある場合は、自動的に改定時期より変更するものとします。

第 22 条(決済手数料)

月々のレッスンの施設利用費に関しては、消費税に加えて決済手数料 3%がかかります。決済手数料を加えた金額で支払うものとします。

第 23 条(裁判管轄)

YTJ と YTJ メンバーの間の紛争については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上